

子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画)(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和3年4月から5月にかけて実施しました子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民37人・2団体から88件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)」を策定し、令和3年10月からの実施を予定しています。今後とも、子育て支援に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和3年8月

浜松市こども家庭部子育て支援課

〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1
ザザシティ浜松中央館5階

TEL 053-457-2792

FAX 053-457-3011

Eメールアドレス

kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和3年4月15日から令和3年5月14日
【意見提出者数】	37人・2団体
【提出方法】	持参（0件）郵便（1件）電子メール（24件） FAX（0件）説明会等（63件）
【意見数内訳】	88件 （提案 14件、要望 33件、質問 41件）
【案に対する反映度】	案の修正 3件 今後の参考意見 24件 盛り込み済 21件 その他 40件

目次

第1章 計画の策定にあたって（意見数5件）	3ページ
1 計画策定の趣旨（意見数0件）	
2 計画の位置づけ（意見数0件）	
3 計画の期間（意見数2件）	
4 計画における支援対象者（意見数1件）	
5 計画を推進するうえでの配慮事項（意見数0件）	
6 前プロジェクトの成果と課題（意見数0件）	
（参考）市で把握できている社会資源の推移（2件）	
第2章 子どもの貧困の現状と課題（意見数18件）	5ページ
1 全国の子どもの貧困の状況（意見数6件）	
2 本市の子どもの状況（意見数4件）	
3 各種調査の概要（意見数3件）	
4 調査結果等からの考察（課題の整理）（意見数5件）	
第3章 計画の基本的な考え方（意見数2件）	13ページ
1 子どもの貧困問題の捉え方（意見数0件）	
2 前プロジェクトからの支援体制の継続（意見数1件）	
3 計画を推進するうえでの基本的な視点（意見数0件）	
4 本市の目指す姿（意見数1件）	
5 分野ごとの基本方針（意見数0件）	
6 施策の体系（意見数0件）	

第4章 施策の展開（意見数 21 件） 15 ページ

分野1 子どもに関する支援

- （施策1）子どもの学びを支える教育支援（意見数 1 件）
- （施策2）子どもの育ちを支える生活支援（意見数 0 件）
- （施策3）子どもの将来を支える自立支援（意見数 1 件）

分野2 保護者（家庭）に関する支援

- （施策4）生活を安定させる経済的支援（意見数 0 件）
- （施策5）保護者の就業を支える就労支援（意見数 0 件）
- （施策6）保護者を孤立させない相談支援（意見数 2 件）

分野3 支援体制づくりに関する支援

- （施策7）子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり（意見数 11 件）
- （施策8）子ども支援ネットワークの充実（意見数 4 件）
- （施策9）社会全体で子どもを育む意識の醸成（意見数 2 件）

第5章 計画の推進（意見数 14 件） 20 ページ

- 1 計画の推進体制（意見数 3 件）
- 2 計画の進捗管理（意見数 11 件）

取り組み一覧（意見数 14 件） 23 ページ

参考資料（意見数 2 件） 26 ページ

その他（意見数 12 件） 27 ページ

- 1 行政サービスに係ること（3 件）
- 2 ヤングケアラーに係ること（3 件）
- 3 障がいのある子どもの支援に係ること（1 件）
- 4 教育制度に係ること（2 件）
- 5 支援策に係ること（3 件）

第1章 計画の策定にあたって（意見数5件）

第1章 3 計画の期間（2件）

質問1	子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）について、5年間はこの計画で進めると考えてよいですか。（計画案2ページ）
質問2	「子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」は、令和3年10月から令和7年3月までが計画期間となっています。計画期間に特別な意味はありますか。（計画案2ページ）

【市の考え方】 その他

本計画は、関連する「浜松市子ども・若者支援プラン」と計画終期を統一させる必要があることから、令和7年3月までの3年6か月を計画期間としています。今後は、浜松市子ども・若者支援プランとあわせて、浜松市子どもの貧困対策計画も進捗を管理しながら推進していきたいと考えています。

第1章 4 計画における支援対象者（1件）

質問3	子どもの未来サポートプロジェクトの対象は18歳以下の子どもですか。また、16ページの「ひとり親に対する実態調査」は、保護者が元気で働いている家庭の数字ですか。（計画案2ページ、16ページ）
-----	--

【市の考え方】 その他

計画案2ページ「4 計画における支援対象者」に記載のとおり、対象は妊娠中から概ね20歳前後までの子どもとその保護者です。また、計画案16ページ「(2) ひとり親に対する実態調査」は児童扶養手当の受給者を対象とした調査で、求職中や障害等の理由で働くことができないひとり親からの回答も含まれています。（子どもの生活実態調査で把握したひとり親家庭の就労状況については、計画案70ページを参照ください。）

（参考）市で把握できている社会資源の推移（2件）

質問4	学習支援事業の会場数について、北区は市委託が2件、民間が1件と北区で3つ開催されているが、どこにあるのか教えていただきたい。また、子ども食堂は0件だが居場所は1件となっている。これもどこにあるのか教えていただきたい。子ども支援コーディネーターについて、何人ぐらいいて今後何人程度まで拡大しようとしているのか教えていただきたい。
-----	---

【市の考え方】 その他

北区では市の委託の学習支援事業は三方原協働センターと引佐にある聖隷ケアセンターで開催しています。民間の取り組みとして居場所づくりを気賀小学校にて行っていることを把握しています。現在、子ども支援コーディネーターについては、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に委託し1人を配置しており、これを継続したいと考えていますが、拡充については今後の事業の展開により検討していきます。

**質
問
5**

天竜区において1か所で行っている学習支援事業は地域からの要望により実施しているものですか。

【市の考え方】 その他

浜松市が委託事業として行っている学習支援事業は、市内の様々な地域で開催されるようにエリアを分けて運営団体を募集しています。会場数は、利用者のニーズを踏まえて設定しており、天竜区では1か所で開催しています。

第2章 子どもの貧困の現状と課題（18件）

第2章 1 全国の子どもの貧困の状況（6件）

提案1	計画案の5ページにある「子どもの貧困率の推移」のグラフについて、表現が少しわかりにくい。グラフにある「大人」はどのような人のことを指しますか。（計画案5ページ）
------------	--

【市の考え方】 案の修正

グラフに記載の「大人」には、親だけではなく、祖父母や18歳以上のきょうだいも含まれます。ご指摘のとおり、どのような人を指すか分かりにくいいため、グラフの注釈に説明を追記します。

《修正内容》 5ページ 第2章 子どもの貧困の現状と課題
1 全国の子どもの貧困の状況
(1) 子どもの貧困率

<グラフ下部に注釈として次の説明を追加>

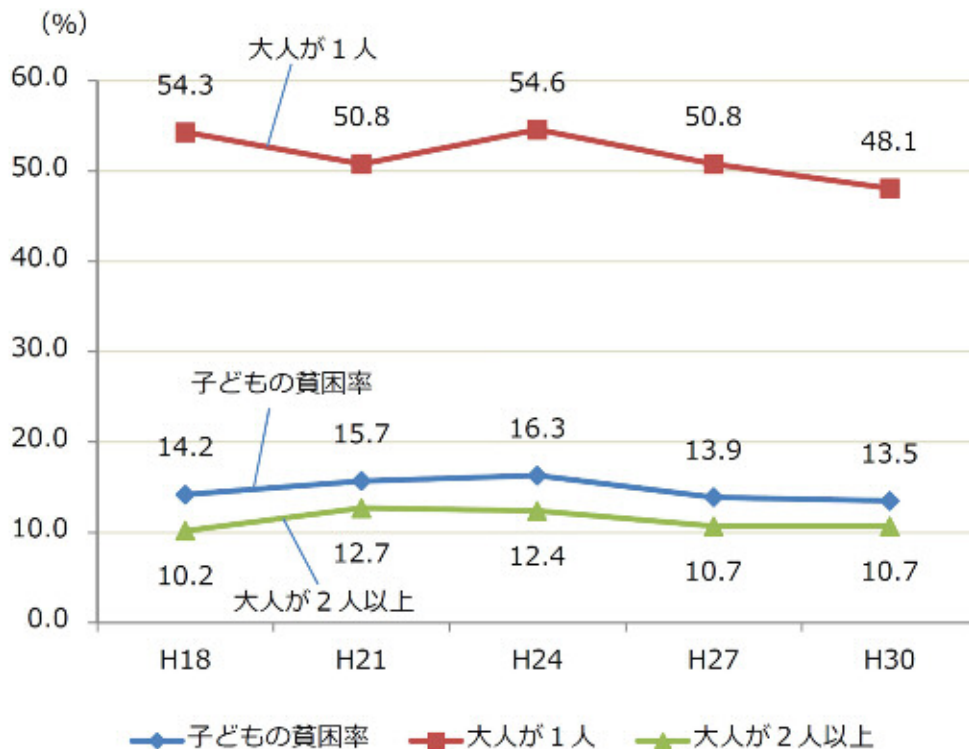
「大人」とは、子どもを扶養する18歳以上の世帯員を指すため、「祖父母」や「18歳以上の兄姉」などの親以外の世帯員も含まれます。

(修正前)

—

(修正後)

■ 子どもの貧困率の推移（抜粋）



注) 「大人」とは、子どもを扶養する18歳以上の世帯員を指すため、「祖父母」や「18歳以上の兄姉」などの親以外の世帯員も含まれます。

質問 6	計画案の5ページにある「子どもの貧困率の推移」のグラフについて、範囲を浜松に絞ったものを知りたい。浜松は他都市と比べて外国の人の数が多いため、グラフが大きく変わってくるのではないかと思います。(計画案5ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

グラフは厚生労働省が調査したものであり、同時期に同じ調査を市町村で行っていないため、比較ができません。本市の状況が分かるデータは、計画案の6ページ以降に掲載しています。

質問 7	計画案5ページの「第2章 子どもの貧困と現状の課題」について、「子どもの貧困率の推移」のグラフがあります。こういったグラフに対してあるべき姿、目標値は無いのでしょうか。(計画案5ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 その他

計画案5ページの「子どもの貧困率の推移」は、厚生労働省が行っている国民生活基礎調査における全国の数値をグラフ化したもので、国による目標値の設定はなく、都道府県や市町村単位での数値は公表されていません。このため、本市独自で現状値を把握することや目標値を設定することは困難です。

質問 8	今、浜松市は何人に一人が貧困なのか。そして貧困の家庭は情報収集能力が低いと思われます。それはパソコンを持っていないとか、ホームページが見られないとか、そういう家庭をどうケアしていきますか。(計画案5ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 その他

国の調査結果を参考に簡易に実施した本市における調査では、子どもの貧困率は8.6%で、11~12人に1人が相対的に困窮状態にあると推測されます。支援が届きにくい子どもや家庭へのケアについては、計画案の31ページ以降にある「分野3 支援体制づくりに関する支援」を充実させることで、地域住民等が早期発見し、問題が深刻化する前に適切な支援に結びつけることができるように努めます。

質問 9	子どもの貧困について、育てる親によっては生活費とか教育費などをその親の世代の援助を受けている人達もいます。金銭面だけではなく人工の面でもいろいろ面倒を見てもらって生活が成り立つという話を聞きます。ここに表されているデータは、実際そのような家庭も含んだものか教えてほしい。(計画案5ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

計画案策定時に参考とした子どもの生活実態調査は、郵送によるアンケート調査であるので、回答した方が親世代からの支援も加味して答えたのか、自分の世帯の状況だけを考えて書いたのかは、把握できていません。

質問 10	市の貧困のレベルと市民の生活の困窮はイコールか。市民のレベルと市の統計値からもってきたレベルはどうでしょうか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

国が示している一般的な困窮状態の捉え方として、所得の中央値の半分以下の所得で生活している場合を相対的に貧困している判断の目安としており、本市でもこの考え方に基づいています。

第2章 2 本市の子どもの状況（4件）

質問 11	この資料におけるひとり親の定義とは。親の長期入院・DVなどでのひとり家庭はひとり親ですか。又、養育費の受取状況について踏み込んで調査していますか。（計画案7ページ）
------------------	--

【市の考え方】 その他

「ひとり親」は、配偶者と離婚や死別した者、未婚のひとり親を指しています。なお、親の長期入院やDVでの避難者についても、世帯の状況に応じて支援の対象に含めています。

養育費の受取状況については、ひとり親に対する実態調査の中で現状を把握しました。計画案16ページの「子どもの養育費受け取り状況」のグラフに記載のとおり、「取り決めがされて受け取れている人」が38.1%、「取り決めがあっても支払いがされていない人」が29.6%、「取り決めがされていない人」が32.3%である結果が出ています。

質問 12	母子家庭が増加傾向にあります。取り組む施策の中に、母親に特化した支援策は盛り込まれていますか。（計画案7ページ）
要望 1	母子家庭が増えてきているというデータがあるため、母親に対する支援策を付け加える方が良いと思いました。（計画案7ページ）

【市の考え方】 盛り込み済

母親に特化した支援はありませんが、計画案28ページ以降の「分野2 保護者（家庭）に関する支援」で、母親を含めたひとり親家庭に対する支援を盛り込んでいます。

提案 2	計画案6 ページ「2 本市の子どもの状況」では、「児童扶養手当の受給者数の推移」や「(4) 不登校児童生徒の状況」などは、「18歳以下の子どもの数に占める割合 (%)」もだしてほしかった。(計画案7、8 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 案の修正

ご指摘を受け、児童扶養手当を受けている18歳以下の子どもの数及び子どもの数に占める割合を示したグラフを追加しました。

また、不登校の状況については、出現率を小学校・中学校別に追記しました。

- 《修正内容》 7ページ 第2章 子どもの貧困の現状と課題
 2 本市の子どもの状況
 (2) ひとり親世帯の状況
 (4) 不登校児童生徒の状況

＜①グラフを追加＞

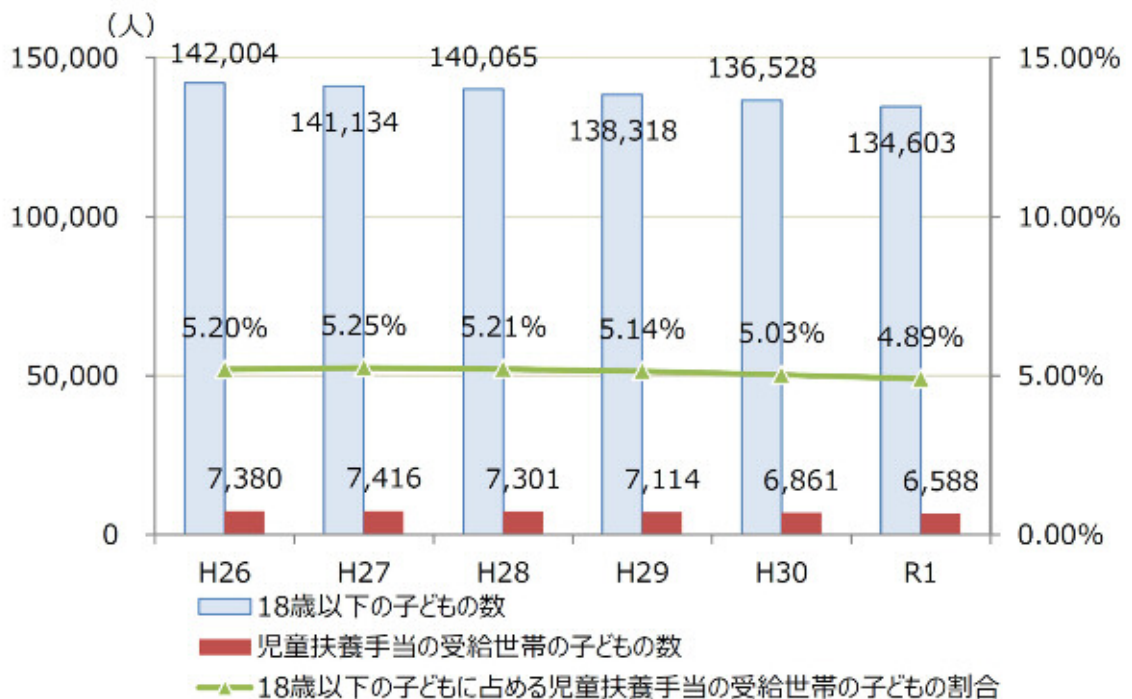
児童扶養手当の対象となっている子どもの数と人口比率の推移をまとめたグラフを追加しました。

(修正前)

—

(修正後)

■ 児童扶養手当受給世帯の子どもの数の推移



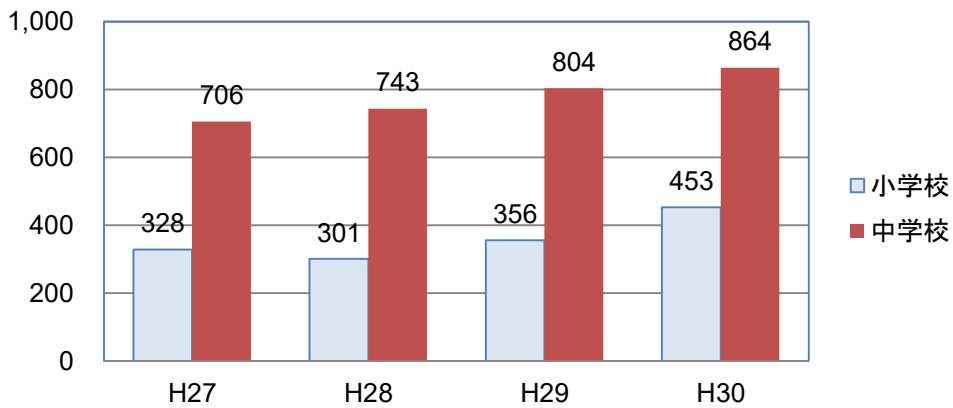
出典) 浜松市こども家庭部子育て支援課・浜松市人口統計

<②グラフに出現率を追加>

不登校児童生徒の推移を示すグラフに、全児童生徒数に占める不登校児の割合（不登校児童生徒出現率）を追加しました。

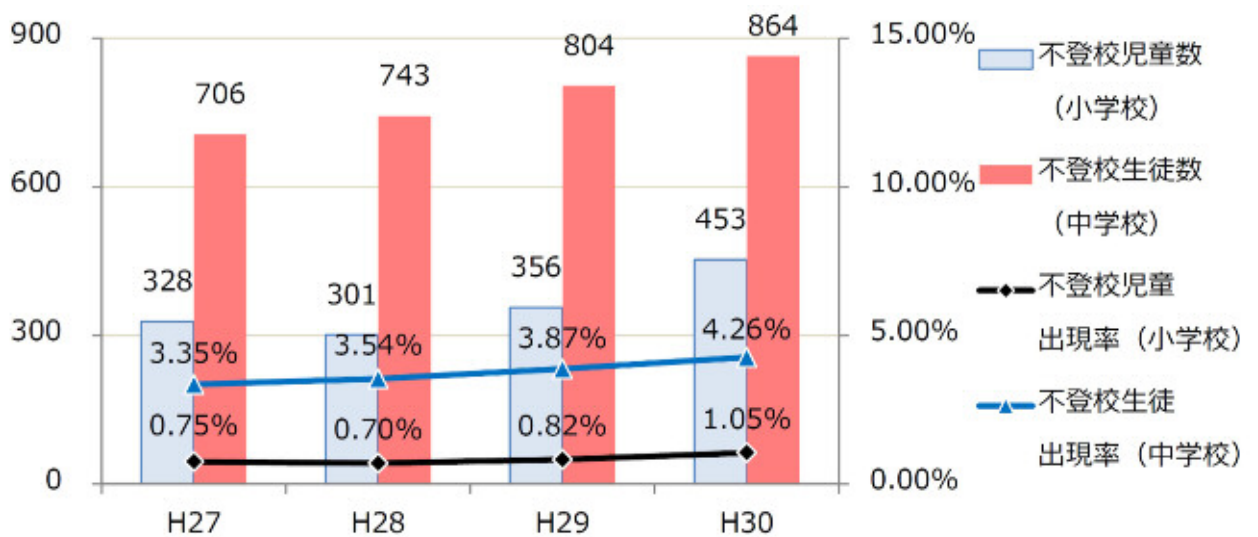
（変更前）

■市立小中学校の不登校児童生徒数の推移 （単位：人）



（変更後）

■市立小中学校の不登校児童生徒数の推移 （単位：人）



出典) 浜松市教育委員会

第2章 3 各種調査の概要（3件）

要望 2	本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリングなどの調査対象に高校生やその保護者を加え、各家庭の事情に寄り添った対応策を計画に反映させることを要望します。（計画案 11 ページ）
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

平成 29 年 3 月に策定した前プロジェクトにおいても、市内の小学 5 年生及び中学 2 年生の子どもがいる保護者にアンケートを取っており、前プロジェクトと比較するため、調査対象を同一にしました。ご意見を受け、次回の計画では、調査対象に高校生とその保護者を加えるか検討してまいります。

要望 3	母子家庭における子どもの貧困率が高いことがわかります。今後、母子家庭の割合が増加することが予想されます。子どもの貧困対策や支援に直接関係がないと思われませんが、母子家庭が増加している原因から考えていかなければならないと思います。計画における取り組み内容や目標値については、適宜見直しをお願いしたい。（計画案 13 ページ）
---------	---

【市の考え方】 盛込み済

母子家庭を含むひとり親家庭が困窮する割合が高いことから、計画案 28 ページ以降の「分野 2 保護者（家庭）に関する支援」の中で、ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援、子育て支援に取り組むこととしています。ご意見のとおり、内容等を適宜見直しながら、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図ってまいります。

質問 13	計画案 16 ページの「ひとり親に対する実態調査」でひとり親向けの支援サービスの認知度が低いという結果になっていますが、これを踏まえて今後どのような対応をされるのか教えてください。（計画案 16 ページ）
----------	--

【市の考え方】 盛込み済

ひとり親向けの支援サービスのうち認知度が低いものは、ひとり親となって直後に必要となるサービスではなく、子どもの成長などライフステージの変化に伴って後から必要となるサービスであると考えられます。児童扶養手当を受給しているひとり親の方には、毎年現況を確認する面談の機会があることから、このような機会を活かして、利用可能な支援制度等の周知に努めます。

第2章 4 調査結果等からの考察（課題の整理）（5件）

質問 14	困っている人ほど困窮していることを表に出さないと記載があり、取り組む施策が 7～9（計画案 32～34 ページ）までであるが、この貧困問題はどの施策にあたりますか。 また行政・地域は本人が SOS を出していない家庭に干渉することはできますか。（計画案 20 ページ）
----------	---

【市の考え方】 その他

自ら SOS を発することができない家庭に対しては、保護者や子どもに関わりを持つ支援者や地域住民等が、家庭や子ども自身の様子から問題を察知し、深刻化す

る前に必要な支援に結び付けていく必要があると考えます。計画案 32 ページの「(施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり」により、早期発見・早期支援の体制を整えてまいります。

要望 4	本人がSOSを出していないのに行政・地域が干渉できるのか。見過ごしてしまうと問題になります。貧困家庭をなんとかしなければならぬ。本人が自覚して手を挙げてくれないとなんともならない。最後の最後に困って手を挙げてきます。その前に相談する所を認識して施策を進める中で相談できるようにしていただきたい。(計画案 20 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

困窮する保護者ほど周りに相談できる人が少なく、孤立しやすい傾向があることから、計画案 30 ページ「(施策6) 保護者を孤立させない相談支援」により、妊娠期からの切れ目ない子育て支援、相談窓口や支援制度の周知等に取り組むこととしています。

要望 5	家庭が困窮しているのは見えづらい。放課後児童会の先生は家庭の困窮に気づきやすい。教育と福祉の連携の強化をお願いします。(計画案 20 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

家庭の困窮状況については、児童や保護者にとって周りに知られたくない情報である可能性があり、例えば放課後児童支援員が、ある程度、状況を把握できていたとしても、安易に外部へ情報提供することには難しさがあります。そのため、現在は、児童の安全確保の観点などから必要と認められる場合に、学校や児童相談所などと情報を共有し、対応について協議・相談することとしています。

今後も、対応が遅れることがないように注意するとともに、必要があると判断した場合には、迅速に関係機関による情報共有に努めます。

質問 15	窓口で相談に来られる方へのアプローチはできると思いますが、困窮している方ほどSOSを出せないでいます。SOSを出そうと思った時には手遅れになってしまったということもあると思いますが、そういった方に対してどのような対応をされていますか。(計画案 20 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

計画案 33 ページの「(施策8) 子ども支援ネットワークの充実」に記載のとおり、学校や行政、地域支援者それぞれの連携により、困窮している方の情報を早めにキャッチし、支援につなげるよう努めてまいります。

万が一、SOSを出せずに深刻な状況に陥った家庭を発見した際には、子どもの最善の利益を確保する観点から、各区社会福祉課家庭児童相談室等において、福祉サービスの利用に関するコーディネートを行い、必要な福祉サービスに結び付け、問題の解消に向けて支援します。

要望 6	<p>子どもと関わる中で、困窮しており手を差し伸べてもらいたいが、その手段がわからないと感じている保護者がいると認識しています。外国人保護者の増加に伴い、各種制度を知らない、誰に相談してよいかわからないと感じている保護者も増加しています。</p> <p>子どもの貧困は非常にデリケートな問題であるため、放課後児童会と学校との連携やそれをサポートする体制や専門家の存在が必要であると考えています。(計画案 20 ページ)</p>
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

貧困問題は、自らSOSを発信しにくく、問題を抱えたまま誰にも相談できないケースがあります。

計画案 34 ページ「(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成」においても、地域全体で子どもの貧困問題を支援していくことを示しており、計画を推進する中で強化していきます。

第3章 計画の基本的な考え方（2件）

第3章 2 前プロジェクトからの支援体制の継続（1件）

提案3	「地域で子どもを支える体制イメージ」の図で、子どもと地域支援者の関わりで、地域支援者から子どもへの矢印も必要ではありませんか。現実に双方向で関わっています。（計画案21ページ）
------------	--

【市の考え方】 案の修正

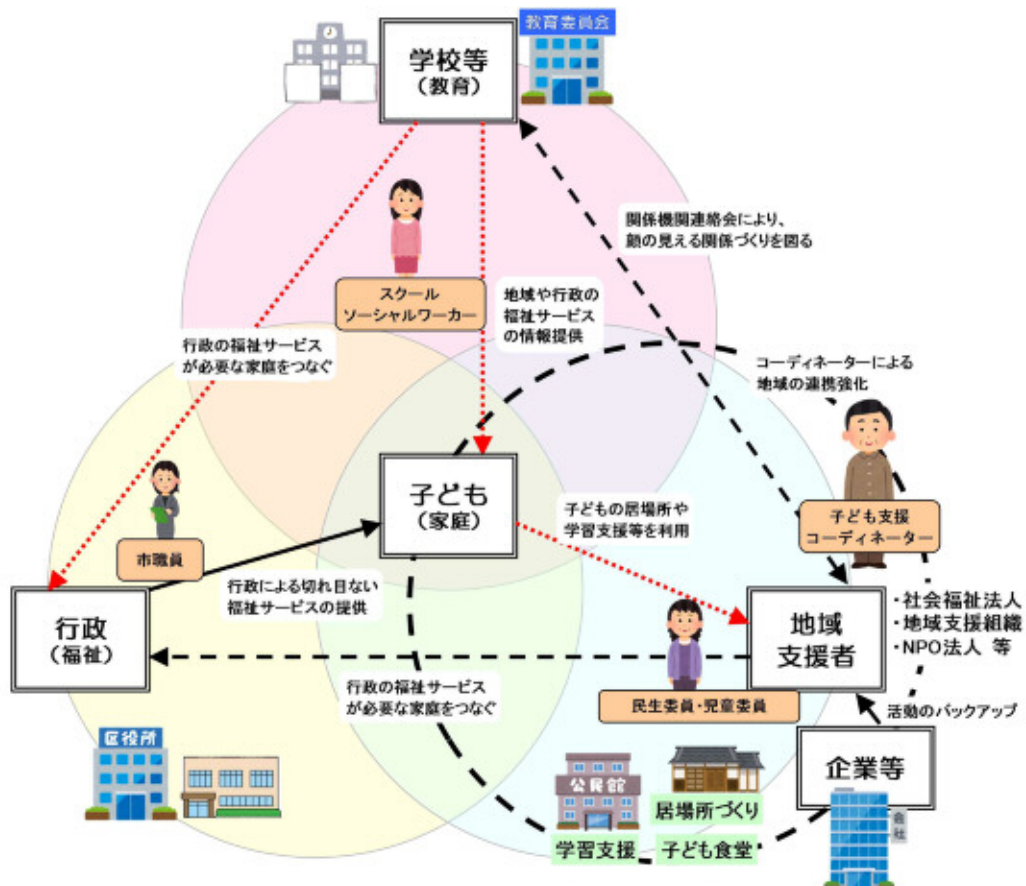
寄せられたご意見を踏まえ、学校、行政、地域支援者が子どもを支えるイメージ図としました。

《修正内容》 21ページ 第3章 計画の基本的な考え方
2 前プロジェクトからの支援体制の継続
■地域で子どもを支える体制イメージ

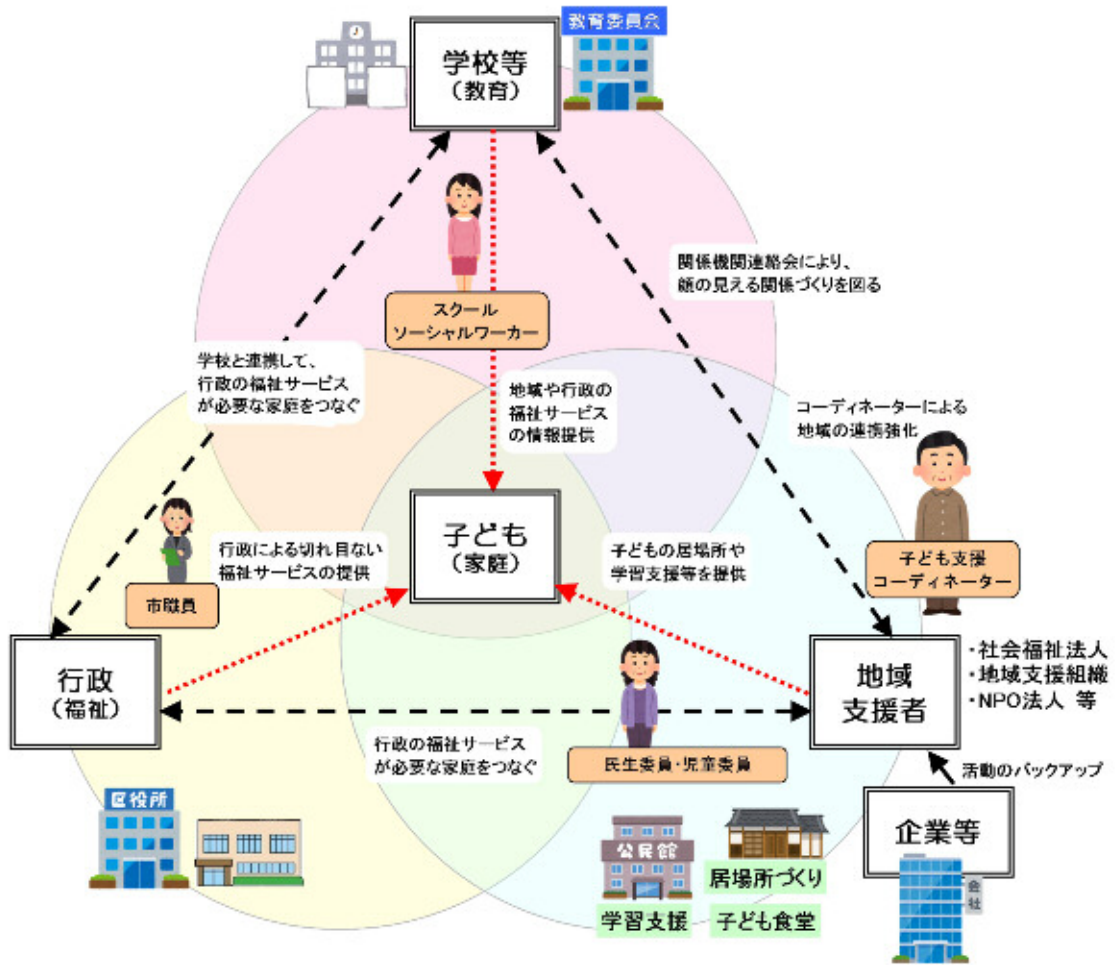
（修正前） 子ども（家庭）から地域支援者への矢印

（修正後） 地域支援者から子ども（家庭）への矢印の変更

（修正前） ■地域で子どもを支える体制イメージ



(修正後) ■ 地域で子どもを支える体制イメージ



第3章 4 本市の目指す姿 (1件)

<p>質問 16</p>	<p>「困窮の世代連鎖」について、お子さんの将来的な問題がたくさん出てくると思うので、気になっていたところでしたが、全国に先駆けて子どもたちのために取り組んでいただきたいと思います。新たな計画の策定において、今までの取り組みの中で何が一番のポイントになったのか、教えてください。(計画案 23 ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

今回のポイントは、計画案 25 ページ「第4章 施策の展開」に記載のとおり、経済的な困窮等に直接対応する事業や制度に限定することなく、すべての子どもや家庭を対象とした「子育て支援」、「母子保健」、「幼児教育・保育」、「学校教育」などによる予防的な効果も子どもの貧困対策に資する重要な取り組みとして捉え、困窮状態にある子どもと家庭を支える施策と、困窮を発生させにくくする予防的な施策を総合的に展開することとしました。

第4章 施策の展開（21件）

（施策1） 子どもの学びを支える教育支援（1件）

質問 17	計画案25ページには、「予防的な施策」を展開すると記載があります。また、「幼児教育・保育」や「学校教育」について全体的には、子どもの貧困について早期発見がベースとなっているように思われます。ここで、「予防的な施策」と「早期発見」との関連について教えてほしい。（計画案25ページ）
------------------	---

【市の考え方】 その他

「予防的な施策」とは、困窮世帯に限らず、すべての子どもや家庭を対象に行われる「子育て支援」、「母子保健」、「幼児教育・保育」、「学校教育」などにより、孤立防止や学力・生活習慣・社会性の習得ができるなど、将来的に困窮を発生させにくくする取り組みを指します。

一方で、「早期発見」は、貧困の問題を抱える家庭について、保護者や子どもに関わりを持つ支援者等が、困窮した家庭が表出するSOSを察知し、問題が深刻化する前に適切な支援に結びつけることを指しています。

「予防的な施策」により困窮発生防止を、「早期発見」により困窮の深刻化の未然防止を図ります。

（施策3） 子どもの将来を支える自立支援（1件）

要望 7	中学生以上の当事者（子ども本人）に、様々な支援制度など直接伝える手段が必要。保護者自身が制度を知らないということがアンケート結果にもでており、そのため子ども自身が進学をあきらめていたケースがあります。（計画案27ページ）
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

学習支援事業や子ども食堂など子どもの居場所となっている場において、様々な支援制度があることを子ども本人にも伝わるよう周知していきます。

（施策6） 保護者を孤立させない相談支援（2件）

要望 8	社会福祉課などの窓口で、公平性を強調され支援団体のリーフレットの配架を断る職員がたまにいらっしゃいました。浜松市だけの施策だけでなく、県や民間からの情報も必要な人に手渡せる情報力を窓口は持っているいただきたいと思います。（計画案30ページ）
-----------------	--

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。関係各課に周知してまいります。

質問 18	子どもの貧困はひとり親の家庭が多いが、安易な結婚・出産・離婚が1つの原因になっていると思います。そのことについての対策は考えていますか。（計画案31ページ）
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

計画案 48 ページ「(施策 6) 保護者を孤立させない相談支援 ①妊娠期からの切れ目ない子育て支援」に記載の取り組みのとおり、未来のパパママ講座等により、これから親としての役割を担う青年期の男女に対して、妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を行っています。なお、ひとり親になった方に対する支援の一つとして、令和 3 年度は養育費を確保するための支援事業を実施します。

(施策 7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり (11 件)

質問 19	子どもの貧困対策コーディネーター事業ではどのような事を行っているのか。(同様の意見 他 2 件) (計画案 32 ページ)
質問 20	子どもの貧困は見えにくく、早期発見が必要です。そこで、浜松市社会福祉協議会に配置された「子ども支援コーディネーター」の役割が大切であると考えています。その組織や天竜区における活動実態などを教えてほしい。(計画案 32 ページ)

【市の考え方】 その他

子どもの貧困対策コーディネーター事業では、支援が必要な児童を地域で支える体制づくりのため、委託先の社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に「子ども支援コーディネーター」を 1 人配置しています。コーディネーターは、地域の支援団体等の社会資源の把握と活用・周知に加え、行政機関、支援団体及びサポートに関心のある企業等との地域支援ネットワークの構築・強化などに取り組んでいます。天竜区での活動は、二俣協働センターで行われている学習支援教室の運営団体と連携することで、子どもへの支援の充実に取り組んでいます。

要望 9	子どもの貧困対策コーディネーター事業について、ニーズはあっても対応できないということがないようにと思います。(計画案 32 ページ)
要望 10	コーディネーターの人数が足りない。人数の増を考えてください。(計画案 32 ページ)
要望 11	子ども第一主義を市長が掲げているので、子ども支援コーディネーターの専任を置いて欲しい。もうちょっと人的に厚くした方がいい。(計画案 32 ページ)

【市の考え方】 今後の参考意見

体制については今後の事業の展開により必要な人数を検討していきます。

質 問 21	<p>子どもの支援者への啓発や研修体制の充実で研修会の開催や講師派遣はよいが、計画案 32 ページ「(施策 7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり ①子どもの支援者への啓発や研修体制の充実」に記載の「婦人相談員研修」とは何か。婦人とはどんな人を想定していますか。(計画案 50 ページ女性相談保護事業にも「婦人相談員」が出ている)。女の人を指すのであれば、女性とする方向が一般的ではないでしょうか。(計画案 32 ページ)</p>
-----------------------	--

【市の考え方】 その他

婦人相談員は売春防止法により規定されており、要保護女子等の発見、相談、指導等を行っています。また配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導等を行っています。

要 望 12	<p>貧困かどうか判らないのが問題であると思います。自分の家庭が貧困かどうかを判断することができ、また貧困の段階に応じてどんな支援を受けることができるかがわかる一覧表を作成することが必要ではないでしょうか。(計画案 32 ページ)</p>
-----------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

計画案の 32 ページ「②子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成」に記載のとおり、子どもや保護者の貧困の表れについて、子どもに関わる支援者等が気づくツールを作成し、早期の発見につなげます。

支援の一覧につきましては、ホームページのほか、はままつ子育てガイドや、ひとり親に対する支援制度のチラシ等で案内してまいります。

要 望 13	<p>子どもの貧困は、親が相談しない限り見えてこない現状から、教員・生活保護のワーカーなどから支援機関につなぐことが必要になります。それがほとんどできていない。</p> <p>こうした生活困窮家庭の子どもに関わる職員に対し、子どもの貧困に関する理解を促すツールの使用など働きかけの強化が必要。(計画案 32 ページ)</p>
-----------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

自ら相談しにくい貧困の問題に関しては、保護者や子どもに関わりを持つ支援者や地域住民等が問題に気づき、深刻化する前に適切な支援先につなぐことが必要です。支援者等の子どもの貧困に関する理解を促すチェックリストを作成することで、早期発見し、支援機関につなげてまいります。

質問 22	<p>「メールやSNSを活用した相談窓口を設置する」とありますが、困窮世帯は電話などの支払いが出来なかったとの記載があります。運用はどのようにしていますか。</p> <p>また計画案 51 ページ「③つながりやすい相談窓口の設置」の取り組みに若者相談支援窓口「わかば」で「SNSを活用した相談（期間限定）」と記載があるが、何故期間限定なのか通年ではないのですか。（計画案 32、51 ページ）</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

市の相談窓口では、電話のほか対面による相談を行っています。また、相談者の利便性を考え、メールやSNSを通じた相談窓口の設置も行っています。電話が止められてしまった場合には、家庭に携わる様々な主体の協力により、SOSを拾い上げるようにいたします。

若者相談支援窓口「わかば」は、電話、メール、面接による相談を通年受け付けるとともに、SNS相談は期間限定で運用しています。

なお、SNSを活用した期間限定の相談は、令和元年度に2週間試行したことから始まり、令和3年度には、受付日数を75日間に拡大して実施しています。

（施策8） 子ども支援ネットワークの充実（4件）

質問 23	<p>スクールソーシャルワーク事業のスクールソーシャルワーカーは何人で、どのような活動をしていますか。（同様の意見 他1件）（計画案 33 ページ）</p>
質問 24	<p>子ども支援コーディネーターの活動成果は、計画案3ページ「6 前プロジェクトの成果と課題 （2）支援機関を増やす」に掲載されています。スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活動成果には具体的にどのような内容がありますか。（計画案 33 ページ）</p>

【市の考え方】 その他

スクールソーシャルワーカーは小中学校全体で16名配置され、不登校児童の相談、虐待の早期発見等、深刻化を防止する相談に関わっています。

スクールソーシャルワーカーが家庭環境の悪化等により不登校になった児童の保護者との面談を実施することにより、保護者の困難状況を把握し行政や支援団体へのつなぎを行い、その家庭の経済的困窮の解消や虐待の早期対応・深刻化防止等が図られた事例があります。

要望 14	<p>専門的な機関との連携も図りやすいので、スクールソーシャルワーカーの地位を向上し、設置については、各学校1人にしてもらいたい。（計画案 33 ページ）</p>
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

生徒指導上における問題の未然防止や早期発見のため、人員の増員や配置の工夫をしていきます。

(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成 (2件)

要望 15	母子家庭の貧困の根底にあるのは、昔から根付いている男性と女性の役割分担や仕事上で女性を下に見る意識が強い傾向があると思います。このような意識改革を進めていかないと、子どものことを女性に全部押し付けてしまうような比率が非常に多いという現状を打破できない。こういった関連性についても考えていただきたい。(計画案 34 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

母子家庭の貧困については、様々な要因があり、性別で役割を決めてしまう固定的性別役割意識もその要因の一つと考えられます。

本市では、固定的性別役割分担意識の解消のため、男女共同参画に関する啓発や人材育成講座開催、情報発信、相談等の事業を実施し、市民の男女共同参画意識の向上を図るとともに、母子家庭も働きやすい環境を整えるよう努めてまいります。

要望 16	子どもの貧困は、何らかのアクションをしないと減らない。少しでも原因を減らしていくために、現状を広く社会に伝えるための方法を検討していただきたいと思います。(計画案 34 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

計画案 34 ページ 「(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成 ①子どもの貧困問題に関する理解の促進」に記載があるように引き続き市民向けの研修や講座等において、市民等への啓発を図ってまいります。

第5章 計画の推進（14件）

第5章 1 計画の推進体制（3件）

質問 25	子どもの貧困対策に関して、市にはさまざまな担当課や窓口があります。どのようにして、情報交換などの連携を図っているか教えてください。（計画案 35 ページ）
要望 17	さまざまな施策が整理されていますが、それらを効果的に機能させる仕組みが明確に作られていません。そのために当然必要になる庁内関係部署間での情報や課題は共有されるようですが、その具体的な方法はどのようなもののでしょうか。例えば関係部署でその目的をもった「定例会議」を開かれるのでしょうか。（同様の意見 他1件）（計画案 35 ページ）

【市の考え方】 今後の参考意見

子どもの貧困対策の推進については、子育て支援課が総合的な窓口となっています。計画の策定では、関係部署による作業部会を設けました。事業の推進においても、必要に応じてこうした部会等により、関係部署とそれぞれの課題の共有や事業にどのように生かすことができるか情報交換を行い、計画を推進してまいります。

第5章 2 計画の進捗管理（11件）

提案 4	管理指標を設定することは大変有意義と考えますが、展開する施策が1～9までであるにも関わらず管理指標が3つしかないとすれば疑問に感じます。少なくとも施策ごとに管理指標は必要ではないでしょうか。（計画案 35 ページ）
---------	---

【市の考え方】 盛込み済

本計画案では、子ども、保護者（家庭）、支援体制の3つの分野において、各課の様々な事業の相乗的な効果により、状況の改善・充実を図っていく計画とすることから、3つの分野での指標を設定しています。それぞれ、各課の事業につきましては、政策・事業シートにおいて進捗管理しています。

質問 26	各施策についての目標や進捗管理の責任はどこの部署にありますか。9つの施策について、全てを子育て支援課で管理しているわけではないのでしょうか。（同様の意見 他1件）（計画案 35 ページ）
----------	---

【市の考え方】 その他

子どもの貧困対策には、様々な部署の事業が関連するため、子育て支援課がとりまとめを行い、施策ごとに分類をしています。各施策の進捗については、子育て支援課が全体の統括しながら、それぞれの事業担当部署との連携を図り、把握してまいります。

質問 27	管理指標の各「目標値」の目標設定の考え方を教えてください。（同様の意見 他1件）（計画案 35 ページ）
----------	--

【市の考え方】 その他

計画案 25 ページ以降の「第 4 章 施策の展開」に記載の「分野 1 子どもに関する支援」の指標について、国の大綱の基本方針として「貧困の連鎖を断ち切り全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す」とあります。また、子どもへの支援で関連が深い「浜松市総合教育計画」の成果指標の 1 つにも「将来の夢を持っている子どもの割合」が設定されていることから、これを管理指標とし、目標値も統一することで連携して対応していきます。

「分野 2 保護者（家庭）に関する支援」は、今回実施したアンケートの中の設問にある保護者の悩み事がない割合を指標としました。現状値は、アンケート結果の全体値である 25.6%、目標値は、この内「一般群」の数字である 28.8%とし、「困窮群」が「一般群」並みの状況に改善されることを目標としました。

「分野 3 支援体制づくりに関する支援」については、市の委託事業で実施している学習支援事業のボランティアの数としました。現状値は、令和元年度の実績であり、事業の周知等によりボランティア数が増加するよう今後努めてまいります。

提案 5	計画の進捗管理については、9つある施策の進捗具合を確認するために、各管理指標が必要ではないかと思いましたが。別途把握する指標があるとのことだが、明記したほうが良いのではないのでしょうか。（計画案 35 ページ）
-----------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

計画案 1 ページ「第 1 章 2 計画の位置づけ」に記載のとおり、本計画と関連した他の計画があり、その中の指標により進捗管理をしています。また、計画案 36 ページに記載の「子供の貧困対策の大綱に定める国の指標との比較」等で、総合的な形で進捗管理をしていきたいと考えています。

要望 18	計画案 35 ページに記載の「2 計画の進捗管理」について、分野 3 の管理指標をボランティアの数にするのは、施策推進をボランティア頼みにしていると誤解される恐れがあります。子ども支援の基盤はしっかりとした公的制度です。たった 3 つしかない指標の一つにボランティア数を入れないでほしい。 また進捗管理の指標とするならば、36 ページの項目に従ってもよいのではないのでしょうか。（計画案 35 ページ）
提案 6	子どもを支援するボランティアの数を増やす、ということは NPO の役割であって行政の役割ではありません。公助としての指標を掲げてもらいたい。地域の支え合いを強化するために企業や民間団体の活動保障にかかわる指標を願います。（計画案 35 ページ）

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。「分野 3 支援体制づくりに関する支援」では、子どもの貧困対策を行政だけで行うのではなく、地域の支援団体や地域住民の参画により、社会全体で子どもの支える意識や体制を整えることを目指しています。子どもの貧困問題を地域の課題として捉え、支援に携わろうとする住民が増えることが望ましいことから、ボランティアとして参画する人数を指標に加えております。

提案 7	計画実施後のビジョンの変化は指標になると思うが、進捗管理は3年後ではなく、せめて年ごとに確認してはいかがでしょうか。(計画案 35 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

計画案 35 ページの「2 計画の進捗管理」に記載のとおり、計画の進捗管理のため、最終年度に向け、今回の計画策定時の実態調査と同様の手法等で状況把握を行います。

また、計画期間中は毎年把握可能な内容については、計画案 36 ページに記載の「子供の貧困対策の大綱に定める国指標との比較」にある全国値と本市の状況の比較等を行いながら、子育て世帯の状況把握に努めてまいります。

提案 8	令和6年度が計画の最終年度ということは、令和7年まで、事業の見直しを行わないということですが、間があきすぎの印象があります。算出根拠、目標値の設定等もあわせて精査し、施策の進捗状況を的確に把握し検討を行うべきと思います。(計画案 35 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

本計画は、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、各担当課の事業を施策ごとに分類整理したものです。施策については、計画期間中は継続して取り組む必要があることから、令和7年3月まで見直しは行いませんが、各担当課の事業の内容については、効果的な成果が得られるよう必要に応じて毎年度見直しを行います。

質問 28	計画案 36 ページには、平成30年度における市のスクールカウンセラー配置率 100%と示されています。これは、常駐されているという意味ではなく、すべての学校へ配置されていると捉えてよろしいでしょうか。(計画案 36 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

令和3年度の配置人数は、55 人です。拠点校や単独校の、市立小・中学校、高等学校に配置することにより、いじめや不登校などの児童・生徒の問題行動に対応しています。すべての学校に1人配置してはおりません。

取り組み一覧（14件）

質問 29	取り組み一覧を見ると膨大な、やらなければならない事があります。その中で、子育て支援課自体はどのくらいの規模でやっているのでしょうか。（計画案 37 ページ）
------------------	--

【市の考え方】 その他

子育て支援課では子どもの貧困対策事業だけでなく、様々な子育て支援の関連事業を所管しており、現在 27 名が従事しています。なお、取り組み一覧にある関連事業には、区役所にて申請や相談に対応している事業もあり、数多くの職員が子どもの貧困対策事業に関与しています。

質問 30	浜松市は全国に先駆けて1年生～3年生まで30人学級、小学4年生～中学3年生まで35人学級を実施しています。ただ、教室不足の時は実施しないとなっています。教室不足で実施できない場合、そのほかの方法（教員の加配とか、担任以外に専科教員を配置するとか等）で、30人学級相当の手厚い支援をしていますか。（計画案 37 ページ）
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

はままつ式少人数学級の該当であっても教室不足や学校運営上の判断等で学級を増やさない場合には、該当の学年に担任外の教員等を配置し、きめ細やかな指導ができるように対応しています。

はままつ式 30 人学級編制については、令和 2 年度に小学校 1～3 年生まで拡充したところなので、今後はその効果を検証していきます。

要望 19	中学を卒業して進学をしない、あるいは高校を中途退学したこどもの支援があまりないように感じます。また、そうした子ども（親も含め）の学び直しの機会が制度として保障されると良いと思います。（同様の意見 他 2 件）（計画案 41 ページ）
要望 20	取り組み一覧をみると、あきらかに義務教育から外れた高校生等や青年が対象となる支援策が手薄であることがわかります。そのためには柔軟な対応が可能な NPO などの民間資源との協働をすすめることが必要ではないでしょうか。（同様の意見 他 1 件）（計画案 41 ページ）

【市の考え方】 今後の参考意見

中学卒業後の進路は、高校への進学や就業等進路が様々にわたるため、一律の支援は難しいですが、困難を抱える若者に対しては、関係機関、NPO 等と協力して対応していく必要があります。ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

提案 9	<p>事業規模がこれだけではわかりません。事業費数十万円も数千万円も同じひと枠で掲載されているが、公的資金がどれほど投入されるのかは効果の検証で必要と思います。</p> <p>また、従来から実施されているものと新たに創設されたものなど、事業の経年数が併記されてほしい。年数の重みや新鮮さから、取り組みの方針がわかりやすいと思います。(計画案 37 ページ)</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。予算は毎年度金額が変わるため、今後3年半の計画に掲載することは難しいと考えます。ただし、ご指摘のとおり効果の検証の際は、事業費を踏まえた上で検証していきます。

質問 31	<p>子どもの貧困対策として、全国でさまざまな取り組みがなされている中で、市の独自性はあるか教えてほしい。(計画案 37 ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

計画案 37 ページから、関係各課における取り組み一覧を示していますが、表中には国からの補助を受け実施しているもののほか、市が独自に進める取り組みも含まれています。計画を推進する中でどのような取り組みが必要であるか見極め、市独自の支援ができるかを含め検討していきます。

要望 21	<p>学習支援事業で、アウトリーチ型（その他の項目）が民間で実施されているが、学習支援の形の一つとして公的支援に組み入れてはどうか。多くの人と関われない、決められた場所に行けない児童生徒がいます。(計画案 38 ページ)</p>
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

浜松市で行っている学習支援事業は、子どもの居場所としての機能もあるため、一定の場所に集まって学習支援を行っています。多くの人と関われない、決められた場所に行けない児童生徒もいることを把握していますので、今後の参考にさせていただきます。

提案 10	<p>計画案 41 ページ「② 子どもの進学や就労を支援する取り組み」、計画案 52 ページ「② 支援団体と行政機関の連携強化」に対する企業経営者や採用担当者の理解が深まるように、また障がいのある子どもたちへ温かい支援が広がるように、関連事業に地元企業の参加を求めることはできますか。(計画案 41 ページ 4)</p>
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

すべての学校に配置した発達支援コーディネーターが中心となり様々な進路情報を保護者に提供しているほか、一部の中学校では、企業から内職の仕事をいただき作業学習を行うなど、将来子ども一人一人がより豊かに生きる力を身につけるための取り組みを実施しています。

要望 22	親はどうあれ子どもは医療も教育も与えられるのがあるべき姿ではないのでしょうか。子どもが自ら声を挙げられ子どもの考えに沿った環境を創るようにしていただきたい。(計画案 43 ページ)
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

医療費については、子ども医療、母子家庭等医療費助成により、通院・入院に係る医療費の負担の軽減を行っています。教育についても、経済的理由により就学困難な小・中学生に対しましては就学援助により支援を行っています。

学校等と協力し、子ども自身がSOSの声を挙げやすくなるよう連携してまいります。

要望 23	不登校児や外国人子ども、発達支援教育が必要な子ども支援の事業等、子どもだけでなく家庭へも支援は必要と思われませんが、各現場で対応を任されているのが現状です。それは、対応する人により支援が厚くも薄くもなるということです。制度化を希望します。(計画案 43 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

計画案 43 ページ以降の取り組み一覧で「【分野2】保護者(家庭)に関する支援」に記載のとおり、家庭へ引き続き支援を行ってまいります。

要望 24	子どもの貧困対策に貸付事業はそぐわないのではないかと考えている。将来の「貧困の連鎖」を防ぐため、予算に限りはあるが、給付型の取り入れを検討できないか。(計画案 45 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

児童扶養手当の給付や保護者の資格取得に係る給付事業などについては継続して実施します。貸付事業については、条件により返済免除の条件付貸付事業もあります。給付型助成制度は、国の事業をもとに実施していく中で今後の参考にさせていただきます。

参考資料（2件）

質 問 32	ダイジェスト版の生活困窮群について、計画案の57ページ以降にアンケート調査があるが、どのような状態でアンケートを取ったのでしょうか。（計画案57ページ）
-----------------------	--

【市の考え方】 その他

困窮群の規定値については、調査対象となった方々を所得の高い順に並べ、その中央の方の所得の1/2に満たなかった方を困窮群として捉えています。額は平成30年の国民生活基礎調査時の所得中央値の253万円を基準値として使っています。アンケートの実施については、小学5年生、中学2年生を対象として無作為に抽出し、郵送によって実施した結果です。

要 望 25	保護者アンケートの学習支援のニーズからは、生活困窮家庭で約60%が使ってみたいと答えていますが、それと同時に困窮群・ひとり親は帰宅時間が遅い。学習支援教室までの送迎が難しいことは明らかです。各中学校区に2か所以上無料の学習支援教室ができていないのであれば、送迎は必須と思います。（計画案65ページ）
-----------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。ひとり親家庭では、保護者が夜遅くまで仕事をしている場合があるため、学習支援事業で送迎の支援も検討します。

その他（12件）

その他 行政サービスに係ること（3件）

質問 33	行政からの説明が難しく相談や支援にたどり着く機会が少なくなっていると思います。書類の作成が難しい場合に市の職員がサポートするようなことはしていますか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

書類の作成については、記載例を用意するなど受付窓口で職員が丁寧な説明をするように努めています。

質問 34	福祉サービスは申請をしないといただけないし申請後の手順を伴走型で見守っていただきたいが、対策はどのように考えていますか。
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

「生活自立相談支援センターつながり」や「ひとり親サポートセンター」では生活困窮世帯やひとり親世帯の抱える課題に応じ、課題解決に向けた支援計画を立てながら、相談者に寄り添った支援を行っています。

また、心身の状況等により、保護者が福祉サービスの利用申請を自力で行うことが難しい場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、各区社会福祉課の家庭児童相談室等において、福祉サービスの利用に関するコーディネートを行い、必要な福祉サービスに結び付けています。

質問 35	市民の収入は行政で把握していると思いますが、その中で収入が少なく困窮しているのではないかとと思われる家庭について把握されているのか、行政側からアプローチしているのか、その辺の連携は可能なのか教えてください。
------------------	---

【市の考え方】 その他

個人情報保護の関係で、行政では、本人の承諾なしに所得等を確認することはできません。行政からの困窮家庭へのアプローチについては、児童扶養手当受給者への通知発送にあわせて、支援サービスのチラシを同封するなど、支援を必要とする世帯に情報が届くようにしています。

その他 ヤングケアラーに係ること（3件）

提案 11	ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童等）に対する支援が計画に記載されていないことについて（同様の意見 他1件）
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ヤングケアラーについては、国が支援に向けたプロジェクトチームを立ち上げたところであり、現在のところ取り組みの方針等が示されていないため、本計画には

記載しておりません。今後の国の動向等を注視しながら、ヤングケアラーへの支援を検討してまいります。

質問 36	スクールソーシャルワーカーのヤングケアラーに対する対応状況について伺いたい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

今までネグレクトとしてかかわってきたケースの中で親の介護や兄弟の世話に追われヤングケアラーとなっていると思われる事例に対し、各区社会福祉課や支援機関等と連携して支援を行っています。

その他 障がいのある子どもの支援に係ること（1件）

提案 12	一般の方や企業に対して障がいのある子どもたちへの理解を得られるような支援があるかを伺いたい。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

本計画の関連計画として、「浜松市障がい者計画」があり、計画を所管する部署と今後も連携を図り、対策を検討してまいります。

その他 教育制度に係ること（2件）

要望 26	子どもの貧困に差がつくのは教育制度に問題がある。誰もが教育を無償で受けられるように改革していく必要がある。
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

義務教育においては、授業料が無償であることに加え、法律に基づき教科書を無償で給与しています。また、困窮世帯に対しては、学用品費や給食費を援助する就学援助制度を設けています。

要望 27	外国人児童生徒については、学力についての保障だけでなく、日本文化への理解をすすめる、生活習慣等への支援をしていかなければ、学校生活になじみにくいと思います。生活への支援が必要と感じます。また、保護者への支援の視点も必要かと思います。
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

外国人児童生徒が小中学校へ通うことができるよう支援員を配置したり、日本語が理解できない新1年生とその保護者に対し、就学前に初期適応指導を行ったりしています。新入学や編転入の際には学校生活のきまりや保護者の心構え等、通訳を交えて就学ガイダンスを実施しています。また、学校において保護者面談で通訳が必要な場合には派遣をしています。さらに教育総合支援センターに常駐しているバイリンガル相談員が、外国人児童生徒の保護者の問い合わせに対応しています。

その他 支援策に係ること（3件）

提案 13	取り組みの文言が「母子家庭」「ひとり親家庭」と表記がまちまちなため、文言は統一された方がいいのではと思います。また、「ひとり親家庭」になる経緯には「離婚」「死別」等が考えられますが、浜松市の離婚率が高まっているのであれば、「ひとり親家庭」になる前の段階での家庭支援等が行き届くと「生活困窮家庭」を生み出さない事に繋がると思うのですが、「離婚率」と「生活困窮家庭の増加」の関係性があれば教えてください。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本計画においては、「ひとり親家庭」の表記で統一しています。ただし、「母子家庭」と「父子家庭」を区別して言う場合と、「母子家庭等医療費助成制度」、「母子家庭等就業自立支援事業」など制度の名称が、「母子家庭」と決められている場合には、「母子家庭」の表記にしています。

本計画では、ひとり親世帯の所得状況は示していますが、「離婚率」と「生活困窮家庭の増加」の関連は分析していません。

要望 28	確定申告書の項目においては「寡婦・ひとり親控除」がある。しかし、国の施策は十分とは言えない。浜松市独自の優遇措置を検討できないか。
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

浜松市独自の制度としては、児童扶養手当を受給している受給者に対し、第2子以降の加算となるひとり親家庭等自立支援手当や母子家庭等医療費助成事業など、浜松市独自の優遇措置を実施しています。

要望 29	家庭学習について、パソコンが無い人はどうするのか議論になりました。他の子ども達にそういう子どもの家庭環境を気付かせないことも大切ではないでしょうか。
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

困窮世帯の支援を行う際には、他の児童等に家庭の困窮状況を悟られない配慮が必要です。市では、困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施していますが、対象世帯に絞った利用案内を行うなど、子どもが参加しやすいように配慮をしています。